

地域包括ケア推進協議会の概要

目次

1. 越谷市地域包括ケア推進協議会について……………1～2
 - (1) 組織
 - (2) 委員の任期
 - (3) 報酬
 - (4) 審議事項
 - (5) 公開と傍聴
 - (6) 福祉分野の他審議会との関係

2. 地域包括ケアシステムの実践について……………3～8
 - (1) 地域包括ケアシステムとは
 - (2) 本協議会における審議事項の実践について
 - ①在宅医療・介護連携の推進
 - ②認知症施策の推進
 - ③その他地域包括ケアに関する事項

- 【参考】
 - 越谷市地域包括ケア推進協議会条例……………9～10
 - 越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱……………11～16

1. 越谷市地域包括ケア推進協議会について

越谷市地域包括ケア推進協議会は、地域包括ケアに関する施策の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項に基づき、市長の附属機関として設置する。

(1) 組織（越谷市地域包括ケア推進協議会条例第3条）

協議会は、委員16人以内で組織

委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱

- (1) 医療関係従事者
- (2) 介護関係従事者
- (3) 学識経験者

(2) 委員の任期（越谷市地域包括ケア推進協議会条例第4条）

3年（令和3年8月1日～令和6年7月31日）

(3) 報酬（越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第1条）

日額 8,500円

(4) 審議事項（越谷市地域包括ケア推進協議会条例第2条）

- (1) 在宅医療・介護連携推進に関する事項
- (2) 認知症施策推進に関する事項
- (3) その他地域包括ケアに関する事項

(5) 公開と傍聴

「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」では、審議会等の運営の透明性及び公平性を確保するため、審議会等の会議は原則公開としている。また、会議の開催結果については、会議録を作成し、公表する。

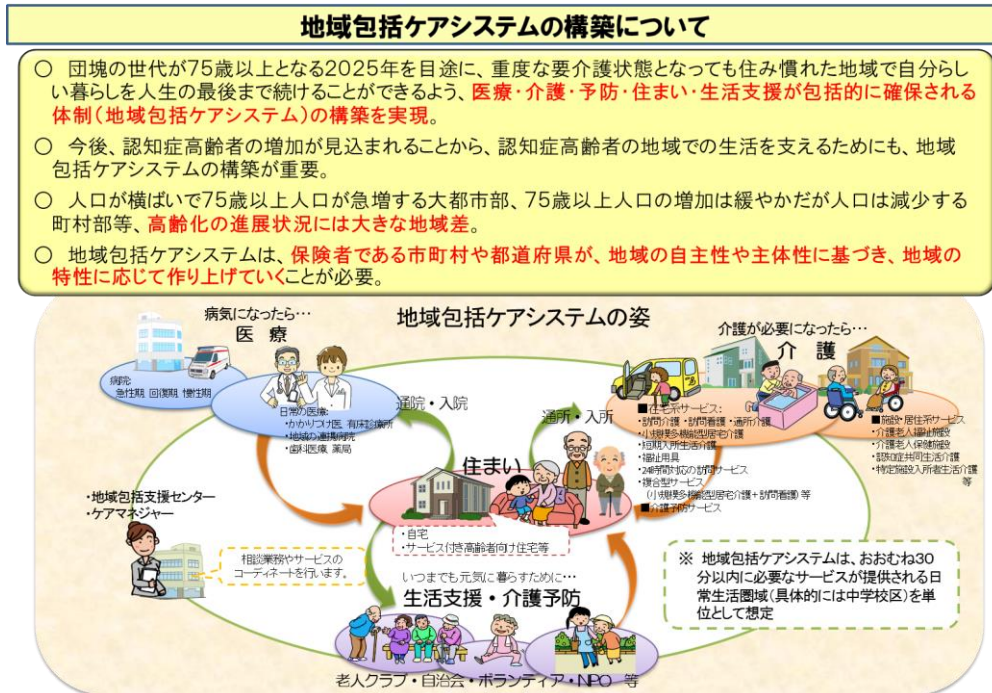
(6) 福祉分野の他審議会との関係

《名 称》	《所管事項》
<p>越谷市社会福祉審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="379 477 815 555"> <p>民生委員審査専門分科会</p> <li data-bbox="379 607 815 685"> <p>障害福祉専門分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="595 730 815 808"> <p>審査部会</p> <li data-bbox="379 864 815 943"> <p>児童福祉専門分科会</p> <li data-bbox="379 994 815 1072"> <p>地域福祉専門分科会</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員の推薦・解職等、適否に関する事項 ・ 障がい者計画・障がい福祉計画に関する事項 ・ 障がいの福祉に関する事項 ・ 身体障害の程度に関する事項 ・ 医師の指定・指定取消しに関する事項 ・ 子ども子育て支援事業計画に関する事項 ・ その他の児童の福祉に関する事項 ・ 地域福祉計画に関する事項 ・ 地域福祉活動の推進・支援等に関する事項
<p>越谷市介護保険運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="357 1379 857 1458"> <p>地域密着型サービス運営部会</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項 ・ 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項 ・ その他介護保険の施策に関する重要事項 ・ 地域密着型サービスの事業者指定等に関する事項
<p>越谷市地域包括ケア推進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護連携推進に関する事項 ・ 認知症施策推進に関する事項 ・ その他地域包括ケアに関する事項

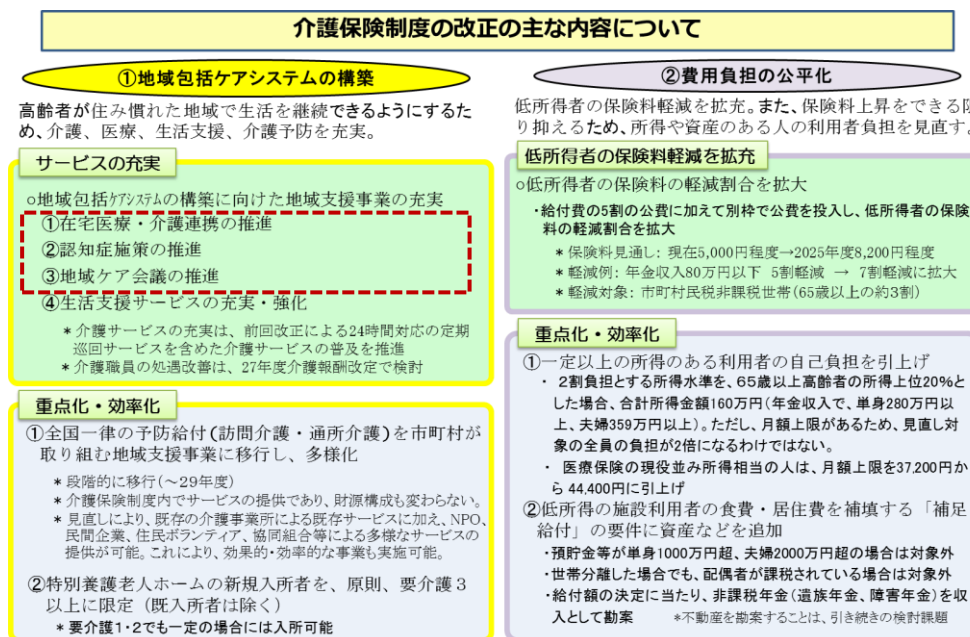
2. 地域包括ケアシステムの取組みについて

(1) 地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。



○地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険制度改正 (H27.4月)



(2) 本協議会における審議事項の取組みについて

本協議会では、平成27年の介護保険制度改正に伴う新規事業のうち、専門性の高い次の3点（①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③その他地域包括ケアに関する事項）を審議することとしている。

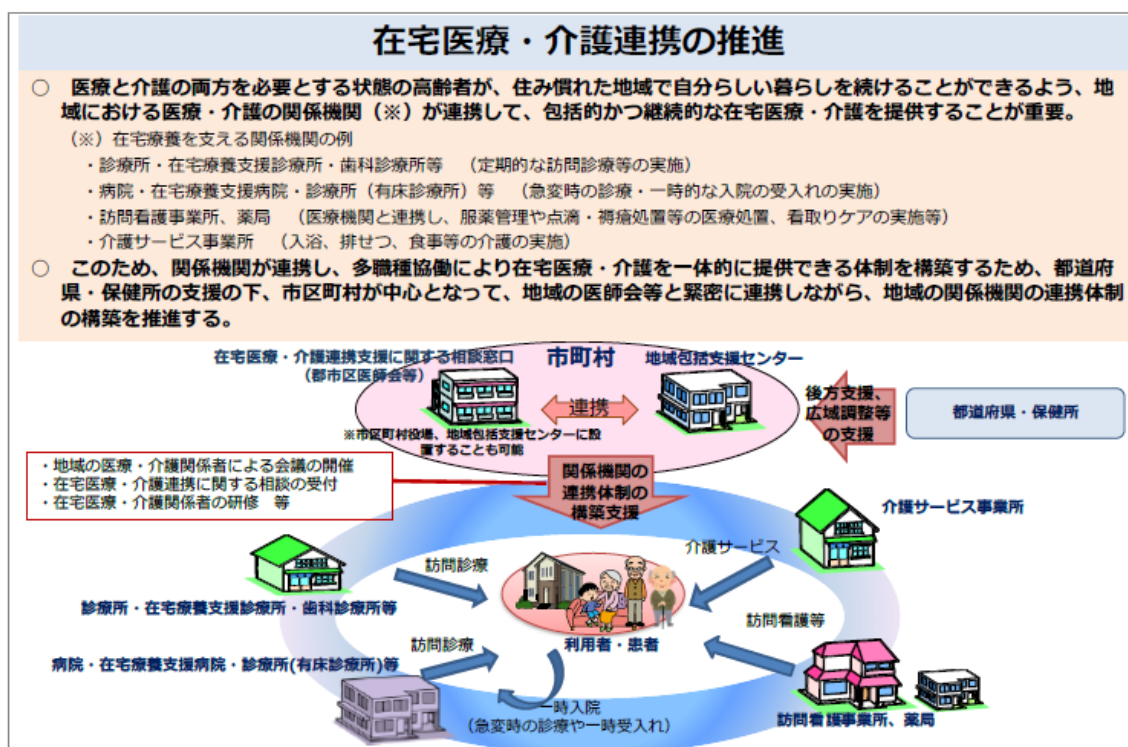
① 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的とする事業で、具体的には、下記の8つの事業を実施している。

【市町村が実施する8つの事業】

- ア 地域の医療・介護サービス資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者への研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

【事業のイメージ】



【第7期事業計画（※）期間における本市の在宅医療・介護連携の取組み】

<p>ア 地域の医療・介護の資源の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業所一覧の市ホームページ掲載、窓口配布 ・HPに関係団体へのリンク先掲示 ・連携窓口用のHP開設 ・埼玉県立大学への再委託による実態調査（R2年度） 越谷市内の医療機関、薬局、介護事業所等を対象に医療・介護体制と連携に関する実態調査を実施
<p>イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進協議会を設置（事務局：地域共生推進課） （会議実施回数）平成30年度：4回 令和元年度：1回 令和2年度：1回 ・関係団体へのアンケートの実施
<p>ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援ベッド（在宅療養患者の急変時の入院先を確保するもの。市医師会により実施） （利用回数）平成30年度：13回 令和元年度：29回 令和2年度：15回 ・入退院支援ルールの作成と検討（R2～）
<p>エ 医療・介護関係者の情報共有の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTによる情報共有（MCS）活用 MCS事例検討会及び操作説明会（H30.6.11） ・連携窓口便り発行（毎月）
<p>オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療と介護の連携窓口」の設置 （相談件数）平成30年度：250件 令和元年度：295件 令和2年度：265件
<p>カ 医療・介護関係者の研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種研修の実施 （実施回数）平成30年度：13回、計923名参加 令和元年度：10回、計669名参加 令和2年度：15回、計569名参加
<p>キ 地域住民への普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療や介護サービスに関する講演会の開催 （実施回数）平成30年度：2回、計370名参加 令和元年度：2回、計143名参加 令和2年度：コロナのため中止
<p>ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村（6市1町）の会議出席

（※）第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度から令和2年度）

② 認知症施策の推進

今後増加することが見込まれる認知症の人に適切に対応するため、従来行っていた認知症グループホームの整備や認知症サポーターの養成に加え、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の設置や地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を目的とした「認知症地域支援推進員」の配置等を行い、認知症施策を推進している。

【認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の概要】

認知症初期集中支援チーム

- ・ チーム員の構成 専門職 2 名以上、専門医 1 名
※専門職は医療系職員と介護系職員それぞれ 1 名以上
- ・ チーム員の役割
専門職：訪問支援対象者の認知症の観察・評価
専門医：専門職をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導、助言（必要に応じて専門職とともに訪問）
- ・ 支援の実施内容 対象者の把握、情報収集及び観察・評価、初回訪問、チーム員会議、初期集中支援等を短期間（概ね最長で 6 ヶ月）で実施

認知症地域支援推進員

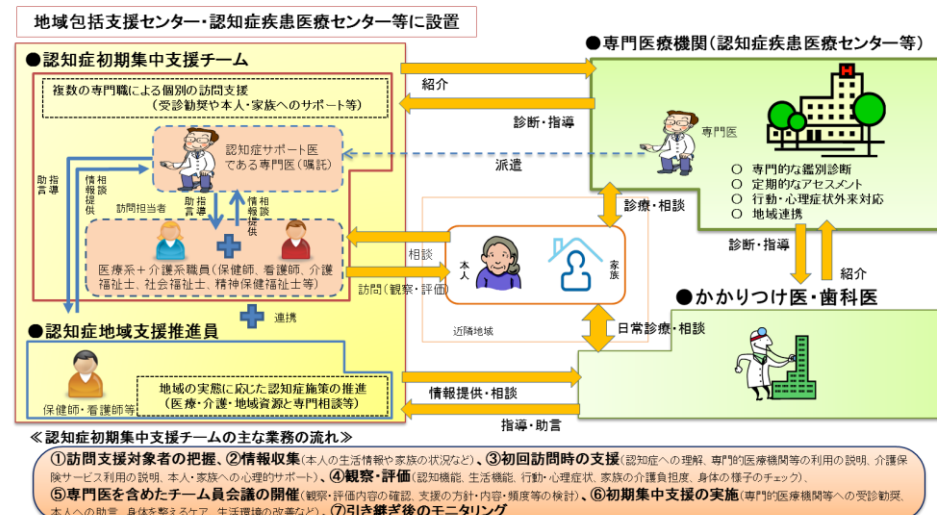
- ・ 推進員の役割 認知症の人を支援する関係者の連携の構築、認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制
- ・ 推進員の配置先 地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等

【事業のイメージ】

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

- 認知症初期集中支援チーム 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を(個別の訪問支援)ふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員 一認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



【本市の認知症施策の取組み】

○～平成26年

- ・ 認知症グループホームを計画的に整備
- ・ 認知症サポーターを養成

○平成27年～（介護保険法に「認知症総合支援事業」が明文化）

- ・ 地域支援事業実施要綱に基づき、「認知症初期集中支援チーム」を設置、「認知症地域支援推進員」の配置

○令和3年～

- ・ 第5次越谷市総合振興計画 前期基本計画で「チームオレンジ」の設置を2か所と位置づけ
- ・ 第8期越谷市介護保険事業計画で、「チームオレンジ」を含めて、「認知症の人とその家族を支える地域支援体制を強化」としている

○その他

- ・ 認知症ケアに携わる多職種協働研修
- ・ 認知症支援ガイドブックの作成
- ・ 認知症サポーター養成講座、スキルアップ講座の実施
- ・ 認知症簡易チェックサイトの開設
- ・ 認知症予防講演会、家族介護講演会の実施
- ・ 認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施
- ・ 認知症カフェ（オレンジカフェ）の実施

③ その他地域包括ケアに関する事項

○地域ケア会議の推進

地域における包括的・継続的なケア体制の構築のために、医療や介護の専門職、民生委員、地域住民等を構成員とし、個別のケース検討や地域課題の把握等を行う、地域ケア会議を実施している。

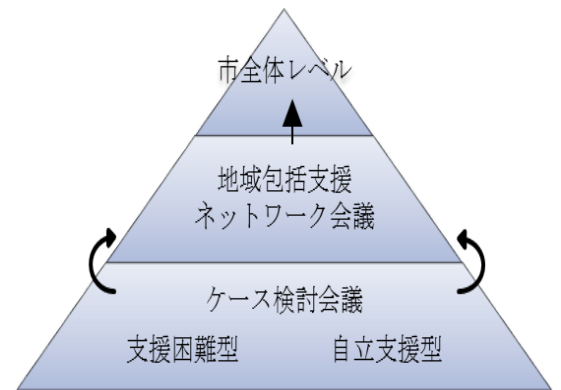
【地域ケア会議の5つの機能】

個別課題解決機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種が多角的視点から検討による、高齢者の課題解決の支援 ・このようなプロセスを通じた、出席者の課題解決能力の向上
地域包括支援ネットワーク機能	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決に向けた関係機関の具体的な連携の強化
地域課題発見機能	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた高齢者等の把握による解決すべき地域課題の明確化
地域づくり・資源開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出された地域課題に対し、課題解決に必要な社会資源（インフォーマルサービス、地域の見守りネットワーク等）の開発
政策形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる機能

【地域ケア会議の構成】

越谷市における地域ケア会議は、1つの会議ですべての機能を果たすものではなく、個別・地区・市全体のレベルごとの3つの会議を実施する。

市全体レベルの会議…地域包括ケア推進協議会
地区レベル…地域包括支援ネットワーク会議
個別レベル…ケース検討会議（下記①②）



①支援困難型ケース検討会議（平成27年度～）

支援を必要とする高齢者等の健康状態、経済状況等をふまえた具体的支援策などを検討する。

②自立支援型ケース検討会議（令和元年度～）

リハビリ専門職や医療専門職等との連携を含め、サービス利用者の状態改善、あるいは重度化を防止するための支援方法を検討する。

参 考

○越谷市地域包括ケア推進協議会条例

平成27年6月30日

条例第40号

改正 平成27年12月21日条例第48号

令和2年12月16日条例第41号

(設置)

第1条 地域包括ケアに関する施策の推進を図るため、市長の附属機関として、越谷市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 在宅医療・介護連携推進に関する事項
- (2) 認知症施策推進に関する事項
- (3) その他地域包括ケアに関する事項

2 協議会は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療関係従事者
- (2) 介護関係従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域共生部地域共生推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱

平成12年5月31日

告示第109号

改正 平成15年4月18日告示第115号

平成17年5月31日告示第143号

平成18年3月31日告示第98号

平成18年5月30日告示第176号

平成19年3月30日告示第122号

平成21年6月26日告示第191号

平成22年3月29日告示第101号

平成23年3月31日告示第120号

平成24年3月29日告示第117号

平成28年3月30日告示第129号

平成31年3月11日告示第67号

(目的等)

第1条 この要綱は、審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

2 審議会等の設置及び運用に関し、この要綱に規定する事項について、別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、市長が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等で、別表に掲げるもの以外のものをいう。

(設置時の留意事項)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 審議会等の適正な運用を図るため、原則としてその設置根拠となる条例、規則、要綱その他の規程において、審議会等の設置目的、所掌事務並びに委員又は構成員（以

下「委員」という。)の人数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。

- (2) 委員の人数は、必要最小限とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがある場合は、この限りでない。

(委員の選任)

第4条 委員の選任は、審議会等の設置目的に応じ、次に掲げる事項について十分配慮し、行うものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、審議会等のそれぞれの設置目的に応じて幅広く市民各界各層から選任する。
- (2) 団体に対して委員の推薦を依頼する場合は、委員の重複を避けるため、団体と十分協議を行うとともに、推薦される者が団体の長に固定しないよう配慮する。
- (3) 公募により委員を選任することが適当であると認められる審議会等については、積極的に公募制を導入する。この場合において、公募により選任する委員の人数は、当該審議会等の委員定数のおおむね20パーセント以上とする。
- (4) 審議会等の委員への女性の登用推進要綱（平成10年12月1日決裁）の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図る。
- (5) 複数の審議会等（市長以外の市の執行機関が設置する審議会等を含む。次条第1項第3号において同じ。）において同一人を重複して委員に選任する場合は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、3機関までとする。
- (6) 委員の在任期間は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、一の審議会等について連続3期以内とする。

(公募委員の応募資格等)

第5条 公募により選任する委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満18歳以上の者であること。
- (2) 市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること。
- (3) 他の審議会等の公募による委員でない者であること。
- (4) 市の職員でない者であること。

2 公募により選任された委員が、前項第2号又は第4号に定める要件に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

(公募の方法等)

第6条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙、インターネットホームページその他の広報媒体を利用する等、より広く周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 応募資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任時期及び任期
- (5) 申し込み方法及び申し込み期限
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

(意見の聴取)

第7条 審議会等は、審議、調査等に必要があると認めるときは、広く市民の意見聴取に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 会議において、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。

3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書（第1号様式）を作成し、速やかに総務部総務課長及び行財政部行政管理課長に提出するものとする。

(公開の方法)

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

(会議開催の公表)

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ(第2号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

(会議開催結果の公表)

第12条 審議会等は、公開した会議については、会議の概要を市民の閲覧に供すること及びインターネットホームページへ掲載することにより、会議の開催結果を公表するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による公表に当たっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するよう努めるものとする。

3 第1項の閲覧は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該閲覧用に、会議の開催結果(第3号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

4 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議の開催結果について公表するよう努めるものとする。

(委員情報の登録)

第13条 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに公職者システムに必要情報を登録するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか審議会等の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年告示第115号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年告示第143号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表に男女共同参画苦情処理委員の項を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第98号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第176号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に公募により選任される委員について適用する。

附 則 (平成19年告示第122号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第191号)

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第101号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第120号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第117号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第129号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第2条関係）

対象外となる審議会等

審議会等名称
広報・広聴専門委員
福祉保健オンブズパーソン
男女共同参画苦情処理委員